

# 和田港若狭和田マリーナ管理運営業務仕様書

本仕様書は、和田港若狭和田マリーナ（以下「若狭和田マリーナ」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、管理運営業務の内容および水準等を定めるものである。

## 第1 基本方針等

### 1 若狭和田マリーナの目的、業務

#### (1) 目的

海洋スポーツの健全な発展と海洋性レクリエーションの振興および地域の活性化に寄与

#### (2) 業務

- I 施設および設備の使用許可およびその他使用に関する業務
- II 施設および設備の維持管理業務
- III 運営業務
- IV その他施設の管理運営に必要な業務

### 2 管理運営に関する基本方針

指定管理者制度では、指定管理者は施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行するものとされている。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図っていく必要がある。

指定管理者は、若狭和田マリーナを管理運営するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施することとし、福井県は施設の設置者として必要に応じ指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）、「福井県港湾施設管理条例」（昭和 37 年福井県条例第 45 号、以下「条例」という。）、「福井県港湾施設管理条例施行規則」（昭和 47 年福井県規則第 37 号、以下「条例規則」という。）、「福井県個人情報保護条例」（平成 14 年福井県条例第 6 号）、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成 11 年福井県条例第 1 号）、「福井県財務規則」（昭和 39 年福井県規則第 11 号）、「福井県指定管理者制度基本条例」（平成 18 年福井県条例第 3 号）その他関係法令等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 海洋レクリエーションの振興および地域の活性化を図るため、施設の利用促進に努めること。

- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。
- (5) 施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (6) 施設周辺に存在する漁業権は特に尊重することとし、施設使用者等が「漁業の操業を妨げない」などの海のマナーを守り、漁業との調和を図るために必要な措置を講じること。
- (7) 福井県個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底すること。
- (8) 指定管理の業務上知り得た内容について第三者に漏らしたり自己の利益のために利用しないこと。指定期間の終了後も同様とする。
- (9) グリーン調達の推進や、資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減管理など、環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者および業務関係者に対する情報提供または環境教育に努めること。  
また、福井県庁環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動等に積極的に取り組むこと。
- (10) 福井県と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

## 第2 指定管理者が行う業務の範囲

### I 施設および設備の使用許可およびその他使用に関する業務

#### (1) 使用許可に関する業務

条例第18条第1項、第19条第1項および第21条に基づき、若狭和田マリーナを使用しようとする者の使用許可、許可事項の変更の許可および許可の取消し等の使用の許可に関する業務を行う。

#### (2) 利用料金の設定・収受および経理に関する業務

条例第22条、第23条、第24条、別表第3に基づき、若狭和田マリーナの利用料金の設定、徴収を行い、自らの収入として経理する等利用料金に関する業務を行う。

#### (3) 普及広報業務

施設の広報および募集案内等利用促進に関する業務を行う。

#### (4) 各種イベント誘致業務

施設を活用したヨットレースなどのイベントの誘致に関する業務を行う。

#### (5) 利用情報提供業務

気象状況の把握と利用者への情報提供に関する業務や利用者に対する施設の技術的助言に関する業務等を行う。

#### (6) その他の業務

保管艇の出港および帰港の確認に関する業務および利用者に対する水面係留場所および陸上保管場所の指定に関する業務等を行う。

### II 施設および設備の維持管理業務

#### (1) 施設保守管理業務

- ・施設、設備の保守・点検および小規模な修繕に関する業務を行う。

- (2) 設備機器の運転操作および監視業務
  - ・ウインチの運転操作の確認や給電、給水設備等の機器が正常に作動することを確認する業務を行う。
- (3) 貸出物品等管理業務
  - ・施設内の物品管理に関する業務を行う。
- (4) 清掃業務
  - ・施設内の清掃等環境美化に関する業務を行う。
- (5) 保安警備業務
  - ・事故防止、海難救助に関する業務および保管艇の盗難防止と防犯に関する業務ならびに施設の防災に関する業務を行う。
- (6) その他の業務

### Ⅲ 運營業務

- (1) 陸上保管施設に付帯する設備等の手配に関すること
- (2) 年1回以上、利用者の意見を聞く場を設けること
- (3) 漁業権の保護に関すること

### Ⅳ その他施設の管理運営に必要な業務

- (1) 組織および人員配置
- (2) 事業計画書の作成
- (3) 事業報告書の作成
- (4) 事業評価業務
- (5) 保険への加入
- (6) 関係機関との連絡調整事務
- (7) 指定期間の前に行う業務
- (8) 指定期間終了後の引継ぎ業務
- (9) 指定管理の業務の範囲外

## 第3 業務内容の詳細

### I 施設および設備の使用許可およびその他使用に関する業務

#### 1 使用許可に関する業務

- (1) 供用時間および休業日（条例規則第10条）

若狭和田マリーナの供用時間および休業日は、原則として次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を得て供用時間または休業日を変更することができる。

区 分	供用時間・休業日
供用時間	午前9時から午後5時まで

休業日	12月29日から翌年1月3日まで 毎週火曜日（火曜日が国民の休日の場合はその翌日）
-----	--

(2) 使用許可および使用許可の変更の許可（条例第18条）

条例第18条第1項の規定に基づき、施設の使用申請を行うものに対し、使用許可を行う。許可には、管理上必要な限度において条件を付けることができる。

使用の申し込みの受け付けおよび施設の使用許可にあたっては、常に平等な対応を行うこと。ただし、係留・保管場所の指定については、既存の利用者に対して継続して使用させるよう配慮することができる。

申請に係る行為が、港湾施設の利用を著しく阻害し、その他港湾施設の保全に著しく支障を与えるものではない限り、許可しなければならない。

不許可となる具体的な例は、

- ① 法令違反であるもの
- ② 他の利用者の利用および正当な権利者の権利が阻害されるもの
- ③ 施設の機能が阻害されるもの
- ④ 港湾施設を損壊するおそれがあるもの

などが挙げられる。

指定管理者において不許可処分を行う場合は、あらかじめ福井県と協議を行うこととする。

(3) 許可の取り消し（条例第21条）

条例第21条の規定に基づき、許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消しその効力を停止し、その他必要な措置を命ずることができる。

- ① 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき
- ② 利用料金の納付を怠ったとき
- ③ 条例、条例に基づく命令もしくは処分または許可に付した条件に違反したとき
- ④ 許可を受けた後、正当な理由がないのに、三月以内にその使用を開始せず、または引き続き三月以上その使用を休止しているとき

(4) 施設利用規程の策定等施設利用の適正化に関すること

ア 指定管理者は、施設の利用規程その他管理に関する各種規程を定め、あらかじめ知事の承認を得ること。

イ 施設の利用の手引きを作成するとともに利用者が行う諸届出について必要な助言を行うこと。

ウ 電話での問い合わせや施設見学等について、適切な対応を行うこと。

エ 施設および設備・物品等が円滑に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行うこと。

(5) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等につ

いての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 施設の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

ウ 福井県が本施設を避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

## 2 利用料金の設定・収受および経理に関する業務

### (1) 利用料金の設定（条例第22条）

条例第22条第2項の規定により、別表第3に定める上限額を超えない範囲内で利用料金を定める。この場合において、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。また、利用料金の額を設定するにあたっては、利用者の増加および利用者離れの抑制などに配慮して設定すること（例 長期契約者、学生、県民等に向けた割引料金の検討など）。

なお、料金の施行にあたっては一定の周知期間を設けるなど適切な対応をとること。

### (2) 利用料金の徴収（条例第22条、第23条、第24条）

条例第22条第3項の規定により、利用料金は指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となる。

条例第23条の規定により、災害その他やむを得ない場合および使用者の責に帰することができない理由により、施設を使用することができなくなった場合を除き、収受した利用料金は還付しない。

条例第24条の規定により、利用料金は、以下に該当する場合は、指定管理者の判断で一部または全部を免除することができる。

- ① 国、地方公共団体または公益事業を行うことを主たる目的とする団体であって知事が認めるものが公用、公共用または公益事業の用のため使用する場合は、利用料金の全額を免除できる。
- ② 指定管理者が特に必要があると認めるときであって知事の承認を受けた場合は、知事が承認した額を免除できる。

### (3) 経理

経理は、収入および支出の証拠書類を保存し、若狭和田マリーナ単独で出納帳簿を作成するなど適正に行うこと。

帳簿の作成にあたっては、収入、経費毎に分類すること。当該帳簿を元に各年度末に事業報告書を作成するほか、福井県による会計検査および県監査委員による監査に関する資料を作成すること。

検査、監査等で不適切な会計処理とされた場合、指定管理者の指定取り消し等の処分が課されるほか、不適切に支出した額および当該支出による損害額を福井県に返還しなければならない。

### 3 普及広報業務

#### (1) 施設の広報

施設の利用促進を図るため、福井県と協力して、SNS を活用した情報発信など成果につながるような工夫を凝らした広報活動を行う。

広報パンフレットを作成し、県内、近畿・中部圏へ幅広い広報に努めることとする。

施設のホームページを随時更新し、魅力ある内容とすること。

#### (2) 募集案内の作成

利用者に分かりやすい募集案内を作成すること。

募集案内を作成したときは、福井県の承認を得た後に公表すること。

### 4 各種イベント誘致業務

施設を活用したイベントを誘致すること。また、県や市町との協働の上、イベントの開催に努めること。

誘致できないイベントは下記のとおり。

- ・ 営利性が高いもの
- ・ 施設の利用に障害を生じるもの

### 5 利用情報提供業務

利用者の利便性向上のため、利用者に対して以下の情報を教示すること。

- ・ 気象状況
- ・ 施設の特徴および施設周辺の波の状況について
- ・ 施設利用に関する技術的助言
- ・ 降雪、台風等保管艇の避難、固縛を要する情報伝達
- ・ 定置網位置や水路通報等船舶の航行に支障が生じる事項

### 6 その他の業務

#### (1) 保管艇の出港および帰港の確認に関する業務

保管艇の出港日時、行き先、帰港予定日時および連絡方法を確認する業務を行う。

#### (2) 使用者に対する水面係留場所および陸上保管場所の指定に関する業務

使用者が定められた場所に係留・保管するよう適切な指導を行う。

#### (3) 苦情等の対応に関する業務

施設の利用に関して、利用者、県民等から苦情等があった場合は、適切な対応をし、その内容を福井県に報告すること。

## **II 施設および設備の維持管理業務**

### **1 基本的事項**

指定管理者は、施設および設備、物品等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、次の基本的事項を踏まえ、施設および設備、物品等の日常点検、保守および法定の環境測定等の保守管理業務を行うこと。

- (1) 指定管理者は、施設および設備の維持管理業務実施状況を記録した業務日誌を作成・保管し、福井県の求めがあったときには提出すること。
- (2) 施設および設備の修繕については、原則として見積額が1件当たり30万円未満の場合は、指定管理者が負担すること。
- (3) 故障等の発生や短期間のうちに故障等が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。
- (4) 設備機器の保守点検業務に要する経費は、指定管理者の負担とする。  
原則として見積額1件5万円以上の修繕および更新ならびに物品の調達を行おうとするときは、あらかじめ福井県に連絡すること。

### **2 施設保守管理業務**

#### (1) 点検・補修

指定管理者は、施設を適切に管理するため、毎日1回以上は施設の点検を行うとともに、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しないよう簡易な補修を行い、美観を維持すること。

#### (2) 小規模な修繕

指定管理者は、ブイ、アスファルト舗装、管理棟等施設が破損した場合は、修繕を行うこと。ただし、破損が大きく大規模な修繕を要するときは、福井県と協議することとする。

#### (3) 施設の保全

指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、施設の不具合を発見した際には、速やかに措置を講じるとともに、軽微な場合を除き福井県に連絡することとする。

#### (4) トイレ保守業務

毎年各1回以上、法定トイレ保守業務を行う。

### **3 設備機器の保守管理業務**

- (1) 設備機器の法定点検および初期性能・機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。
- (2) 設備機器の保守点検業務に要する経費は、指定管理者の負担とする。

### **4 設備機器の運転操作および監視業務**

設備の適正な運用を図るために行う監視業務ならびにこれに関連する電力、用水、ガス等の需給状況を把握すること。また、適切な運転記録をとること。また環境に配慮した適正な運転を行うとともに光熱水費等の削減に努めること。

## 5 物品管理業務

- (1) 指定管理者は、基本協定書別表に記載する県の物品について、預り物品台帳を整備するとともに物品シールを貼付するなど、適切に管理すること。
- (2) 指定管理者は、基本協定書別表に記載する県の物品について、利用に支障をきたさないよう管理を行うこと。
- (3) 指定管理者が管理する基本協定書別表に記載する県の物品について、更新が必要な場合は、福井県に報告すること。
- (4) 指定管理者が自ら所有または賃借した物品等を施設に設置するときは持込物品管理簿を作成すること。
- (5) 指定管理者が指定期間の満了または指定の取り消しを受けた時は、指定管理者は自らの責任と費用で持込物品管理簿に登載する物品等を撤去および撤収するものとする。

## 6 物品購入業務

- (1) 基本協定書別表に記載する物品について、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、県の負担において同等の機能および価値を有するものを購入または調達するものとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとする。
- (2) 基本協定書別表に記載していない物品で、見積額が1件につき10万円（消費税および地方消費税を含む。）以上の物品を購入または調達するときは、あらかじめ県と指定管理者で負担および所有権について協議するものとする。
- (3) 基本協定書別表に記載していない物品で、見積額が1件につき10万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものを購入または調達するときは、指定管理者の負担で行うものとし、当該物品の所有権は指定管理者に帰属するものとする。
- (4) 指定管理者が変更となったときは、指定管理者が利用料金収入および指定管理料で購入した物品について、県と指定管理者との間で譲渡について協議する。

## 7 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

### (1) 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて、現行の作業基準を参考にした上で、適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

### (2) 定期清掃

日常清掃では実施しにくい以下に掲げる清掃等を確実にを行うため、指定管理者が施設の

利用頻度等に応じた定期清掃を行うこと。

- ・床洗浄ワックス塗布等

## 8 保安警備業務

- (1) 若狭和田マリーナの防犯、防火および防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を行うこと。
- (2) 施設の利用が多い日やヨットレース開催時、出港届が提出された艇が予定時間を超えても帰還しない場合等は、安全管理の面から海面監視業務を行うこと。
- (3) 施設内で事故等が発生した場合は、直ちにレスキュー業務を行うこと。
- (4) 法令の規程に基づき防火管理者等を設置すること。

## 9 その他の業務

別記1に定めるもののほか、施設および設備の維持管理に必要な業務を適正に実施すること。

## 10 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、福井県に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

## 11 施設等整備不備による損害賠償

- (1) 施設および設備の維持管理の不備により利用者の財物等に損害を与えた場合は、原則として指定管理者において賠償すること。
- (2) 施設および設備の維持管理の不備により利用者に対して正常な機能を提供できなかった場合の損害についても、指定管理者において賠償すること。

## III 運營業務

### 1 陸上保管施設に付帯する設備等の手配に関すること

使用者の要望に応じ、舗装規格に応じた船台を斡旋するとともに、船台固定に必要な部品などを手配する業務を行う。

### 2 利用者の意見を聞く場を設けること

利用者の意見を徴収できる環境を整えること。また、必要に応じて県と利用者の意見を共有すること。

### 3 漁業権の保護に関すること

施設周辺にある漁業権に基づき行われる漁業に関する情報を適切に把握し、漁業の妨げにならないよう施設利用者に対して指導を行うこと。特に、漁業者が設置する定置網情報

は必ず把握し、当該区域に利用者が立ち入らないよう措置を講じること。

## **IV その他施設の管理運営に必要な業務**

### **1 組織および人員配置**

- ア 管理運營業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- イ 施設ごとに管理責任者を1名配置すること。
- ウ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。
- エ 設備技術者は、施設の管理運営にあたり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

### **2 事業実施計画書の作成**

指定管理者は、毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業実施計画書を作成し、福井県へ提出すること。実施計画書の主な内容は次のとおりとし、福井県と調整を図ること。

- ア 施設管理業務の実施計画および利用計画  
組織体制、施設稼働率、利用イベント数、利用者数、施設設備維持管理計画、課題分析・事業評価方法
- イ 利用料金の収入見込み
- ウ 若狭和田マリーナの管理に係る経費の収支見込み

### **3 事業報告書の作成**

#### **(1) 年次報告書**

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を福井県に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。詳細については、福井県と指定管理者が締結する協定で定める。

- ア 施設管理業務の実施状況および利用状況  
組織体制、施設稼働率、利用イベント数、利用者数、施設設備維持管理状況、課題分析と事業評価
- イ 利用料金の収入実績
- ウ 若狭和田マリーナの管理に係る経費の収支状況を記載した財務書類（損益計算書、収支計算書等）

#### **(2) 月次報告書**

指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月10日までに福井県に提出すること。月次報告書の主な内容は次のとおりとする。

- ・ 施設稼働率、利用イベント数、利用者数、利用料金の収入状況、利用者等からの苦情とその対応状況

(3) その他の事業報告

その他、管理業務の実施状況を把握するために必要な事項について、県の求めに応じて随時報告を行うこと。

**4 事業評価業務**

(1) 利用者意見調査

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握し、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。

(2) 事業評価

指定管理者は、施設の管理運営に関して数値目標管理による業務の効果測定および評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ福井県に提出すること。

**5 保険への加入**

指定管理者は募集要項、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。

**6 関係機関との連絡調整事務**

指定管理者は、小浜海上保安署等関係機関との連絡調整を図ること。

**7 指定管理期間の前に行う業務**

- (1) 協定項目についての福井県との協議
- (2) 事業計画書の作成、協議
- (3) 利用料金等の設定、協議
- (4) 配置する職員等の確保、職員研修
- (5) 業務等に関する各種規程の作成、協議
- (6) 現行の管理団体からの業務引継ぎ
- (7) その他福井県が必要と認める業務

**8 指定期間終了後の引継ぎ業務**

- (1) 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- (2) 指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、施設の使用に関する引継ぎに関しては遺漏がないよう十分留意すること。

**9 指定管理の業務の範囲外**

自動販売機、公衆電話ボックス、電柱その他の占用については、福井県が占用許可を行い、その占用料は福井県の収入となる。

なお、当該占用にかかる維持管理費等経費は、占有者が負担する。

## 第4 その他留意事項

### 1 実地調査等の実施

福井県は、施設の管理運営の適正化のため必要と認めた場合は、指定管理者に対して、事業および経理の状況等について、定期的または臨時に実地調査を行い、必要な指示を行うことができる。

#### (1) 物品の棚卸

指定管理者は、福井県の立会いのもと、年1回、基本協定書別表に記載する物品の確認を行う。

#### (2) 廃棄および取換えが必要な物品

物品の棚卸時に、指定管理者は、廃棄および取換えが必要な物品について、福井県と協議する。

#### (3) 施設および設備の状況

指定管理者は、福井県の立会いのもと、施設および設備の状況について確認を行う。

### 2 監査

福井県監査委員等が必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、または必要な記録の提出を求める場合があるので、すみやかに対応すること。

### 3 業務不履行時の処理

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となる恐れが生じた場合、管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合、または利用者が施設を利用する上で明らかに不適切と認められる状況にある場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができる。

この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができる。

(2) 上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければならない。

(4) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとする。

### 4 協定等

福井県と指定管理者は、業務内容および管理の基準の詳細について協議の上、協定を締結

する。

協定は、指定期間全体の包括協定および毎事業年度ごとの年度別協定とする。協定の主な項目は次のとおり予定している。

(1) 包括協定

指定期間、指定管理者の業務の範囲、業務内容の変更中止等、指定管理者の責務、委託料、利用料の徴収、個人情報等の管理の取扱い、モニタリングおよび事業報告に関する事項、指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項、引継ぎに関する事項、一般的損害に対する損害賠償責任、使用に係る不服申し立てに関する取扱い、権利義務の譲渡の禁止、危険負担に関する事項、物品等の管理物件に関する事項、修繕等の費用負担、原状回復義務、帳簿等の整備、管理規程等の制定、重要事項の変更の届出、事故報告、その他必要と認める事項

(2) 年度別協定

当該年度の業務の仕様その他必要と認める事項

5 業務における責任分担

福井県と指定管理者との責任分担の基本方針は次のとおりである。

項目	指定 管理者	県	備考
和田マリーナの運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、物品等の維持管理	○		
施設、設備の使用許可	○		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		条例および規則で定める基準を遵守すること
港湾施設の占有許可		○	
施設、設備の修繕 （1件当たりの見積額が30万円以上のもの） （1件当たりの見積額が30万円未満のもの） （事故・災害等の不可抗力に起因するもの） （施設管理上の瑕疵に起因するもの（点検不備に起因する場合を含む））	○ ○ ○	○ ○	
物品の購入 （基本協定書別表に記載の物品） （基本協定書別表に記載していない物品で1件当たりの見積額が10万円以上のもの） （基本協定書別表に記載していない物品で1件当たりの見積額が10万円未満のもの）	事前協議  ○	○ 事前協議	
施設利用者等への損害賠償 〃（施設本来の瑕疵によるもの） 〃（施設管理上の瑕疵によるもの（点検不備に起因する場合を含む）） 〃（上記以外のもの）	○  協議事項	○  協議事項	
利用者賠償保険への加入	○		
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、	○		

〃 応急措置) (指揮、指示等、復旧措置)		○	
物価等の変動 (物価等の上昇によるもの) (施設の運営に重大な影響を及ぼすもの)	○ 協議事項	協議事項	光熱水費等
著しい燃料費の変動	協議事項	協議事項	
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

#### 管理業務仕様書の添付書類

- 別記 1 和田港若狭和田マリーナの維持管理業務項目（年間）
- 別記 2 和田港若狭和田マリーナ施設等一覧
- 別記 3 和田港若狭和田マリーナ物品一覧